

保険開始日：令和7年8月1日以降



## 普通傷害保険／交通傷害保険

### 普通保険約款／特約

#### 団体契約用

##### ご契約のみなさまへ

このたびは、当社の普通傷害保険／交通傷害保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

この冊子（普通保険約款/特約）には、保険契約においてとても重要な内容を記載しています。ご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管してくださいますようお願い申し上げます。

## ―― 目 次 ――

◎傷害保険普通保険約款	1
第1章 用語の定義条項	1
第2章 補償条項	1
第3章 基本条項	3
◎特 約	14
疾病特約	14
先進医療特約	19
入院保険金および手術保険金のみの支払特約	21
死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	21
入院保険金の7日間2倍支払特約	21
集金基準充足団体傷害保険保険料分割払特約	21
◎交通事故傷害保険普通保険約款	23
第1章 用語の定義条項	23
第2章 補償条項	23
第3章 基本条項	26
◎特 約	36
死亡保険金のみの支払特約	36
集金基準充足団体交通事故傷害保険保険料分割払特約	36

# 傷害保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。

入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

## 第2章 補償条項

### 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。  
（注）以下「事故」といいます。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。  
（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故  
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間  
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等

を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

#### 第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様様により乗用具を使用している間。た

だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様様により自動車等を使用している間

#### 第5条（死亡保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（2）第32条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第32条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

#### 第6条（後遺障害保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表2に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（3）別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1. (3), (4), 2. (3), 4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

（4）同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し（1）から（3）までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

（注1）腕および手をいいます。

（注2）脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害  $\_$  既に存在していた身体の状態に対応する割合  $=$  適用する割合

(6) (1) から (5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

## 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額  $\times$  入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表4に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

入院保険金日額  $\times$  手術の種類に応じた別表4に掲げる倍率（注） = 手術保険金の額

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

## 第8条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額  $\times$  通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表5に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

## 第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

## 第3章 基本条項

### 第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。  
（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事實を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事實を告げなかつた場合または事實と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし、③および④については、保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が告知事項について事實を告げなかつたこと、または事實と異なることを告げたと認められる場合を除きます。
- ① (2) に規定する事實がなくなった場合
  - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事實を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）
  - ③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項について事實を告げることを妨げた場合
  - ④ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項について事實を告げないこともしくは事實と異なることを告げることをすすめた場合
  - ⑤ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもつて訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事實が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ⑥ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事實を告げることを妨げた場合または事實を告げないこともしくは事實と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であつても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払つていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事實に基づかずして発生した傷害については適用しません。

## 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1) と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1) または(2) の規定による通知をしなかつた場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事實（注3）があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- （注1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- （注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- （注3）(1) または(2) の変更の事實をいいます。
- (4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事實（注）があつた時から5年を経過した場合には適用しません。
- （注）(1) または(2) の変更の事實をいいます。
- (5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事實（注）に基づかずして発生した傷害については適用しません。
- （注）(1) または(2) の変更の事實をいいます。
- (6) (3) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事實（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注1）(1) または(2) の変更の事實をいいます。
- （注2）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であつても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事實（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払つていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （注）(1) または(2) の変更の事實をいいます。

## 第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければな

りません。

#### 第15条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

#### 第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

#### 第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第19条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいいます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）（2）の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

#### 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者

に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

## 第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

（1）第12条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもか

かわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（4）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（7）（6）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1）保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

## 第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

## 第25条（保険料の返還－解除の場合）

（1）第12条（告知義務）（2）、第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を

解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第19条（重大事由による解除）(2) の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(5) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(3) の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

## 第26条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、こまでは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第27条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 入院保険金および手術保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

④ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表7に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第28条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、

保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)

1) からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

(4) (1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定

その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

## 第30条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第31条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第32条(死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2) および(5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者につ

いては、順次の法定相続人とします。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

### 第33条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第35条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約の締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録することができるものとします。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名

（注）以下「協会」といいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪搜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

### 第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

### 第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 後遺障害保険金支払区分表

#### 1. 眼の障害

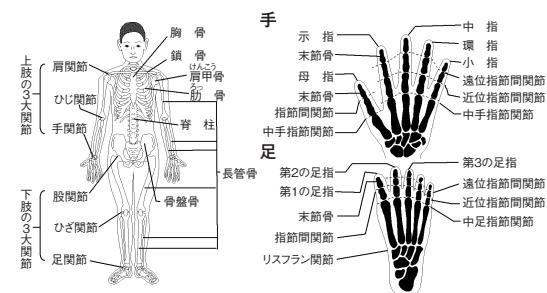
- |   |       |      |
|---|-------|------|
| (1) 両眼が失明した場合                                 | ..... | 100% |
| (2) 1眼が失明した場合                                 | ..... | 60%  |
| (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合                       | ..... | 5%   |
| (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 | ..... | 5%   |

#### 2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失った場合 ..... 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合 ..... 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 ..... 5%
3. 鼻の障害
- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 ..... 20%
4. 咀しゃく、言語の障害
- (1) 咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合 ..... 100%
- (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合 ..... 35%
- (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合 ..... 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 ..... 5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状
- (1) 外貌に著しい醜状を残す場合 ..... 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合 ..... 3%
6. 脊柱の障害
- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 ..... 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残す場合 ..... 30%
- (3) 脊柱に変形を残す場合 ..... 15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害
- (1) 1腕または1脚を失った場合 ..... 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 ..... 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 ..... 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 ..... 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 ..... 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 ..... 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 ..... 100%

**注1** 7.から9.までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

**注2 関節等の説明図**



**別表3 第6条（後遺障害保険金の支払）(5)の後遺障害**

- 両眼が失明した場合
- 両耳の聴力を全く失った場合
- 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

**注1** 3.および4.の規定中「手関節」および「足関節」については別表2・注2の図に示すところによります。

**注2** 3.および4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

**別表4 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の手術**

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切斷術、遷延皮弁術（いずれも25cm <sup>2</sup> 未満は除く。）	20
(2) 瘢痕拘縮形成術、顔面神經麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靱帯の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、靱帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10

対象となる手術	倍率	対象となる手術	倍率
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10	(2) 強角膜縫孔閉鎖術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術 (抜釘を除く。)	10	(3) 強膜移植術	20
(1) 四肢骨観血手術		15. ぶどう膜、眼房の手術	10
(2) 骨移植術 (四肢骨以外の骨を含む。)	20	(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術 (抜釘術を除く。)	20	(2) 虹彩瘻着剥離術、瞳孔形成術	10
(1) 四肢切断術、離断術 (骨、関節の離断に伴うもの)		(3) 虹彩離断術	10
(2) 切断四肢再接合術 (骨、関節の離断に伴うもの)	20	(4) 緑内障観血手術 (レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。)	20
6. 指移植の手術	40	16. 網膜の手術	
(1) 指移植手術		(1) 網膜復位術 (網膜剥離症手術)	20
7. 鎮骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術 (抜釘術を除く。)	10	(2) 網膜光凝固術	20
8. 脊柱、骨盤の手術 (頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。)	20	(3) 網膜冷凍凝固術	20
(1) 脊柱・骨盤観血手術 (脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。)		17. 水晶体、硝子体の手術	
9. 頭蓋、脳の手術 (抜釘術を除く。)	20	(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(1) 頭蓋骨観血手術 (鼻骨および鼻中隔を除く。)		(2) 硝子体観血手術 (茎顎微鏡下によるものを含む。)	20
(2) 頭蓋内観血手術 (穿頭術を含む。)	40	(3) 硝子体異物除去術	20
10. 脊髄、神経の手術		18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 手指、足指を含む神經観血手術 (形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)	20	(1) 耳後縫孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40	(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
11. 涙嚢、涙管の手術	10	(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(1) 涙嚢摘出術		(4) 中耳根本手術	20
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10	(5) 内耳観血手術	20
(3) 涙小管形成術	10	19. 鼻・副鼻腔の手術 (抜釘術を除く。)	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 (抜釘術を除く。)	10	(1) 鼻骨観血手術	
(1) 眼瞼下垂症手術		(2) 副鼻腔観血手術	20
(2) 結膜囊形成術	10	20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(3) 眼窩プローアウト (吹抜け) 骨折手術	20	(1) 気管異物除去術 (開胸術によるもの)	40
(4) 眼窩骨折観血手術	20	(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
(5) 眼窩内異物除去術	10	21. 内分泌器の手術	
13. 眼球・眼筋の手術	20	(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
(1) 眼球内異物摘出術		22. 顔面骨、顎関節の手術 (抜釘術を除く。)	
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10	(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。)	20
(3) 眼球摘出術	40	23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40	(1) 胸郭形成術	20
(5) 眼筋移植術	20	(2) 開胸術を伴う胸部手術 (胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。)、食道手術 (開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。)、横隔膜手術	40
14. 角膜・強膜の手術	20	(3) 胸腔ドレナージ (持続的なドレナージをいう。)	10
(1) 角膜移植術			

対象となる手術	倍率
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経腟操作を除く。）	20
(7) 膀胱瘻閉鎖術	20
(8) 造腫術	20
(9) 膜壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表5 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 長管骨または脊柱
- 長管骨に接する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。

3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表6 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書	<input type="radio"/>				
2. 保険証券	<input type="radio"/>				
3. 当会社の定める傷害状況報告書	<input type="radio"/>				
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	<input type="radio"/>				
5. 死亡診断書または死体検案書	<input type="radio"/>				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	<input type="radio"/>				
9. 被保険者の印鑑証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

10. 被保険者の戸籍謄本	<input type="radio"/>			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	<input type="radio"/>			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. その他当会社が第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求め るものを提出しなければなりません。

# 特 約

## 疾病特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	疾病特約付帯契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病特約付帯契約をいいます。 （注）その疾病特約付帯契約またはこの特約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病特約付帯契約	この特約および普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病入院保険金 日額	保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。
傷害	普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する傷害をいいます。
初年度契約	継続契約以外の疾病特約付帯契約をいいます。
入院開始日	被保険者が疾病による入院を開始した日をいいます。
発病	医師（注）の診断による発病をいいます。ただし、先天性異常にについては、医師（注）の診断により初めて発見された時をいいます。 （注）被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
保険金	疾病入院保険金または疾病手術保険金をいいます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に発病した疾病に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

### 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。
  - ⑤ 被保険者の精神障害（注3）の状態を原因とするもの
  - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
  - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
  - ⑨ ⑥から⑧の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
  - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

### 第4条（保険金を支払わない場合－その2）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に発病した疾病による入院
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に開始された入院
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間の開始時から、その保険契約の保険料を領収した時までの期間中に被保険者が疾

病を発病した場合において、その疾病によって開始された入院

## 第5条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、被保険者が、この保険契約の保険期間中に入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が疾病を発病した時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を発病した時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (4) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由（注）が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由（注）に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

**(注)** 保険金の種類ごとに第6条（疾病入院保険金および疾病手術保険金の支払）に規定する保険金の支払事由をいいます。

## 第6条（疾病入院保険金および疾病手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の疾病を発病し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その疾病的治療を直接の目的とする入院（注）を開始した場合は、その期間に対し、疾病入院保険金を被保険者に支払います。

**(注)** 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。

- (2) (1) の疾病入院保険金は、1回の入院について、次の算式によつて算出した額とします。

$$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院日数} = \text{疾病入院保険金の額}$$

- (3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

**(注)** 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、入院開始日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、疾病入院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに疾

病入院保険金の支払を受けられる疾病を発病した場合においても、当会社は、重複しては疾病入院保険金を支払いません。

- (6) 疾病入院保険金の支払を受けられる入院と、傷害入院保険金（注）の支払を受けられる入院が被保険者に重複して生じた場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社は、傷害入院保険金（注）が支払われる期間に対しては疾病入院保険金は支払いません。ただし、疾病入院保険金日額が傷害入院保険金（注）日額を超える場合は、疾病入院保険金の支払を受けられる入院期間に対しては、1日につき、その差額を疾病入院保険金として支払います。

**(注)** 普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する入院保険金をいいます。

- (7) 当会社は、被保険者が入院開始日からその日を含めて180日以内の入院中に病院または診療所において、疾病入院保険金を支払うべき疾病の治療を直接の目的として別表1に掲げる手術（注1）を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、疾病手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1回の入院について、1回の手術に限ります。

$$\text{手術の種類に応じた} \\ \text{疾病入院保険金日額} \times \text{別表1に掲げる倍率} = \text{疾病手術保険} \\ \text{金の額}$$

**(注2)**

**(注1)** 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術等は除きます。

**(注2)** 1回の入院中に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

## 第7条（保険金算出の際に適用される支払条件）

当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者が疾病を発病した時のこの保険契約の支払条件により算出された額と、入院を開始した時のこの保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額とします。

## 第8条（他の傷害または疾病的影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない傷害または疾病的影響によって、保険金を支払うべき疾病的程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより保険金を支払うべき疾病的程度が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

## 第9条（入院の取扱い）

- (1) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病（注）によって再入院した場合は、再入院とその前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。この場合において、再入院については新たに第6条（疾病入院保険金および疾病手術保険金の支払）(4) の規定を

適用しません。

- (注) 入院の原因となった疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

(2) (1) の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、その再入院は前の入院とは異なった入院として取扱います。この場合において、再入院については新たに第6条（疾病入院保険金および疾患手術保険金の支払）(4) の規定を適用します。

(3) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を発病した場合は、その疾病的治療を開始した時に入院したものとみなします。

(4) 分娩のための入院は、異常分娩（注）と認められる場合に限り、疾病的治療を目的とする入院とみなします。

- (注) 分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるものをいいます。

## 第10条（告知義務）

(1) 普通保険約款第12条（告知義務）に規定する事項のほか、当会社は、保険契約を締結する際に、事実の調査を行うことまたは被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めるることができます。

(2) この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の疾病的発病の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。

## 第11条（入院を開始した場合の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の疾病を発病し、入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が入院を開始した日からその日を含めて30日以内に疾病の内容および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかつた場合もしくは事實と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第12条（保険金の請求）

(1) 当会社に対するこの特約にかかる保険金請求権は、次に掲げるいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができる程度になおった時
- ② 入院が終了した時
- ③ 入院開始日からその日を含めて180日を経過した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求す

る場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいざれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、疾病的内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第13条（契約年齢の計算および誤りの処置）

(1) 被保険者の契約年齢は保険期間の初日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

(2) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。

① 実際の契約年齢が、この特約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、この特約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。

② 実際の契約年齢がこの特約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(3) (1) (2)の規定により追加保険料を請求する場合において、いずれかに該当した場合は、当会社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保

保険料を領収した時までの期間中に発病した疾病により入院した場合

② 契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に入院を開始した場合

#### 第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第1条（用語の定義）の表の危険	傷害	疾病
② 第1条の表の保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金	この特約第2条（保険金を支払う場合）の保険金
③ 第12条（告知義務）(3) (5)	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第2条（保険金を支払う場合）の疾病を発病する前に
④ 第12条(4)	傷害の発生した後	疾病的発病時より後
⑤ 第12条(5)	発生した傷害	発病した疾病
⑥ 第19条（重大事由による解除）(1) (1)	傷害	疾病
⑦ 第19条(2) (2)	生じた傷害	発病した疾病
⑧ 第19条(3)	傷害（注1）の発生	疾病（注1）の発病時より後
	発生した傷害	発病した疾病
	生じた傷害	発病した疾病
⑨ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)	生じた事故による傷害	発病した疾病
⑩ 第28条（保険金の支払時期）(1) (1)	事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無	疾病的原因、疾病発生の状況、入院の発生の有無
⑪ 第28条(1) (3)	傷害の程度、事故と傷害	疾病的程度、疾病と入院
⑫ 第28条(1)（注）および(2)（注1）	前条(2) および(3)	この特約第12条（保険金の請求）(2) および(3)
⑬ 第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要要求）	第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求）	この特約第11条（入院を開始した場合の通知）の規定による通知または第12条（保険金の請求）

	傷害	疾病
⑯ 第30条（時効）	第27条（保険金の請求）	この特約第12条（保険金の請求）
⑰ 第31条（代位）	傷害	疾病
⑱ 第35条（契約内容の登録）(1) (4)	保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	疾病入院保険金日額

#### 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第6条（疾病入院保険金および疾病手術保険金の支払）(7) の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、乳房の手術 (1) 植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除く。） (2) 乳房切斷術	20 20
2. 筋骨の手術（抜釘術は除く。） (1) 骨移植術 (2) 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。） (3) 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。） (4) 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。） (5) 上頸骨・下頸骨・頸関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20 20 20 10 20
3. 脊椎・骨盤観血手術 (6) 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術 (7) 四肢切斷術（手指・足指を除く。） (8) 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。） (9) 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。） (10) 筋・腱・韌帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	20 10 20 20 20 10 20
4. 呼吸器・胸部の手術 (1) 慢性副鼻腔炎根本手術 (2) 喉頭全摘除術 (3) 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。） (4) 胸郭形成術 (5) 縦隔腫瘍摘出術	10 20 20 20 40
5. 循環器・脾の手術 (1) 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。） (2) 静脈瘤根本手術 (3) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20 10 40

対象となる手術	倍率	対象となる手術	倍率
(4) 心膜切開・縫合術 (5) 直視下心臓内手術 (6) 体内用ペースメーカー埋込術 (7) 脾摘除術	20 40 20 20	(3) 觀血的脊髄腫瘍摘出手術 (4) 脊髄硬膜内外觀血手術	40 20
5. 消化器の手術 (1) 耳下腺腫瘍摘出術 (2) 頸下腺腫瘍摘出術 (3) 食道離断術 (4) 胃切除術 (5) その他の胃・食道手術（開胸・開腹を伴うもの。） (6) 腹膜炎手術 (7) 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術 (8) ヘルニア根本手術 (9) 虫垂切除術・盲腸縫縮術 (10) 直腸脱根本手術 (11) その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。） (12) 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	20 10 40 40 20 20 20 10 10 20 20 10 10	9. 感覚器・視器の手術 (1) 眼瞼下垂症手術 (2) 涙小管形成術 (3) 涙囊鼻腔吻合術 (4) 結膜囊形成術 (5) 角膜移植術 (6) 觀血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 (7) 虹彩前後瘻着剥離術 (8) 緑内障観血手術 (9) 白内障・水晶体観血手術 (10) 硝子体観血手術 (11) 網膜剥離症手術 (12) レーザー・冷凍凝固による眼球手術（近視、遠視、乱視または老眼の矯正を目的としたもの除く。） (13) 眼球摘除術・組織充填術 (14) 眼窩腫瘍摘出術 (15) 眼筋移植術	10 10 10 10 10 10 20 10 10 10 10 20 10 20 10
6. 尿・性器の手術 (1) 腎移植手術（受容者に限る。） (2) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。） (3) 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。） (4) 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。） (5) 陰茎切断術 (6) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術 (7) 陰囊水腫根本手術 (8) 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘等などの子宮全摘除術は除く。） (9) 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 (10) 帝王切開娩出術 (11) 子宮外妊娠手術 (12) 子宮脱・腫脱手術 (13) その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。） (14) 卵管・卵巣観血手術（経腹的操作は除く。） (15) その他の卵管・卵巣手術	40 20 20 20 40 20 10 40 10 10 20 20 20 10 20 20 20 10	10. 感覚器・聴器の手術 (1) 觀血的鼓膜・鼓室形成術 (2) 乳様洞削開術 (3) 中耳根本手術 (4) 内耳観血手術 (5) 聴神經腫瘍摘出術	20 10 20 20 40
7. 内分泌器の手術 (1) 下垂体腫瘍摘除術 (2) 甲状腺手術 (3) 副腎全摘除術	40 20 20	11. 悪性新生物の手術 (1) 悪性新生物根治手術 (2) 悪性新生物温熱療法 (3) その他の悪性新生物手術	40 10 20
8. 神経の手術 (1) 頭蓋内観血手術 (2) 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	40 20	12. 上記以外の手術 (1) 上記以外の開頭術 (2) 上記以外の開胸術 (3) 上記以外の開腹術 (4) 衝撃波による体内結石破碎術 (5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。）	20 20 10 20 10
		13. 新生物根治放射線照射 (1) 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射）	10

注1 「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

注2 「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に使うものをいいます。

注3 「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、

卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

**別表2 保険金請求書類**

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める疾病状況報告書
4. 疾病の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
5. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
6. 被保険者の印鑑証明書
7. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当会社が普通保険約款第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

**注** 保険金を請求する場合には、上記書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

## 先進医療特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	先進医療特約付帯契約の保険期間の終了日（ <b>注</b> ）を保険期間の開始日とする先進医療特約付帯契約をいいます。 （ <b>注</b> ）その先進医療特約付帯契約またはこの特約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

	⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
疾病入院保険金	疾病特約第6条（疾病入院保険金および疾病手術保険金の支払）に規定する疾病入院保険金をいいます。
傷害入院保険金	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する入院保険金をいいます。
初年度契約	継続契約以外の先進医療特約付帯契約をいいます。
先進医療	「公的医療保険制度」を定める法律に規定された評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（ <b>注</b> ）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、「公的医療保険制度」の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 （ <b>注</b> ）先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
先進医療特約付帯契約	この特約、疾病特約および普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
先進医療保険金額	保険証券記載の先進医療保険金額をいいます。
療養	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 診察 ② 薬剤または治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療

### 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が傷害入院保険金または疾病入院保険金を支払うべき入院の原因となった傷害または疾病を直接の原因として、先進医療による療養を受けた場合は、この特約、疾病特約および普通保険約款の規定に従い、先進医療保険金を被保険者に支払います。  
(2) (1) の先進医療保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{先進医療保険金額} \times \frac{\text{先進医療に係る技術料に応じた}}{\text{別表に掲げる支払倍率}} = \text{先進医療保険金の額}$$

### 第3条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、被保険者が、保険期間中に先進医療による療養を受けた場合に限り、先進医療保険金を支払います。  
(2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が先進医療による療養を受ける原因となった傷害を被った時または疾病を発病した時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、先進医療保険金を支払いません。  
(3) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合に

おいて、被保険者が先進医療による療養を受ける原因となった傷害を被った時または疾病を発病した時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、先進医療保険金を支払いません。

#### 第4条（保険金算出の際に適用される支払条件）

当会社が支払うべき先進医療保険金の額は、被保険者が傷害を被った時または疾病を発病した時のこの保険契約の支払条件により算出された額と、先進医療による療養を受けた時のこの保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額とします。

#### 第5条（先進医療による療養を受けた場合の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の先進医療による療養を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が先進医療による療養を受けた日からその日を含めて30日以内に、傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第6条（先進医療保険金の請求）

- (1) 当会社に対するこの特約にかかる保険金請求権は、被保険者が先進医療に係る技術料の請求を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が先進医療保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 普通保険約款別表7「保険金請求書類」または疾病特約別表2「保険金請求書類」において必要な書類
  - ② 先進医療に係る技術料が記載されている先進医療を受けた病院または診療所の発行する領収証
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規

定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、傷害または疾病の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第1条（用語の定義）の表の危険	傷害	傷害または疾病
② 第28条（保険金の支払時期）(1)（注）および(2)（注1）	前条(2)および(3)	この特約第6条（先進医療保険金の請求）(2)および(3)
③ 第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求） 傷害	この特約第5条（先進医療による療養を受けた場合の通知）の規定による通知または第6条（先進医療保険金の請求） 傷害または疾病
④ 第30条（時効）	第27条（保険金の請求）	この特約第6条（先進医療保険金の請求）
⑤ 第35条（契約内容の登録）(1)④	保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	先進医療保険金額

#### 第8条（疾病特約の適用除外）

この特約については、疾病特約第13条（契約年齢の計算および誤りの処置）の規定は適用しません。

#### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しな

いかぎり、普通保険約款および疾病特約の規定を準用します。

#### 別表 先進医療による療養に係る技術料に対する支払倍率

先進医療に係る技術料	支払倍率
～10万円以下	5
10万円超～20万円以下	10
20万円超～30万円以下	15
30万円超～40万円以下	20
40万円超～50万円以下	25
50万円超～60万円以下	30
60万円超～70万円以下	35
70万円超～80万円以下	40
80万円超～90万円以下	45
90万円超～100万円以下	50
100万円超～120万円以下	55
120万円超～140万円以下	65
140万円超～160万円以下	75
160万円超～180万円以下	85
180万円超～200万円以下	95
200万円超～250万円以下	105
250万円超～300万円以下	130
300万円超～350万円以下	155
350万円超～400万円以下	180
400万円超～450万円以下	205
450万円超～500万円以下	230
500万円超～550万円以下	255
550万円超～600万円以下	280
600万円超～	305

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払事由	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由に該当した場合には、入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間（注）に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金として被保険者に支払います。

普通保険約款第7条（1）から（3）までの  $\times 2 =$  入院保険金規定により支払われる入院保険金の額

（注）入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

(2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1)の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

#### 集金基準充足団体傷害保険保険料分割払特約

##### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した額をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

##### 第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

##### 第3条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を

#### 第1条（用語の定義）

#### 死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

#### 入院保険金の7日間2倍支払特約

#### 第1条（用語の定義）

払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

#### 第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(6)の規定による追加保険料の支払を怠った場合は除きます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者の職業または職務の変更の事実（注）による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)を適用して保険金を支払います。
- （注）普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)ただし書の規定が適用されるときは、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)を適用して保険金を支払います。

#### 第7条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

#### 第8条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（注）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- （注）「次回払込期日」といいます。
- (2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日（注）
- （注）(1) ②の「次回払込期日」をいいます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

#### 第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

# 交通事故傷害保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されるる間をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 （注3）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第5条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

## 第2章 補償条項

### 第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被つた次に掲げる傷害のいずれかに対して、この約款に従い保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被つた傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被つた傷害
- ③ 道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによつて被つた傷害
  - ア. 建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのものの落下
  - イ. 崩壊、土砂崩れまたは岩石等の落下
  - ウ. 火災または破裂・爆発
  - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等

- ④ 被保険者が、建物または交通乗用具（注1）の火災によって被つた傷害
  - （注1）これに積載されているものを含みます。
  - （注2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
  - （注3）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
  - （注4）入場客を含みます。
  - （注5）改札口の内側をいいます。
- （2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸收または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
  - （注）継続的に吸入、吸收または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
    - ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
    - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
      - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
      - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
    - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
    - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
    - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
    - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
    - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
    - ⑩ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
    - ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
    - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
  - （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または

- 法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
  - （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

### 第4条（保険金を支払わない場合－その2）

- （1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
    - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
    - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
    - ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
  - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
  - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
  - ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
    - ア. グライダー
    - イ. 飛行船
    - ウ. 超軽量動力機
    - エ. ジャイロプレーン
- （注）定期便であると不定期便であると問いません。
- （2）当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに從事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 交通乗用具への荷物等（注）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業  
(注) 荷物、貨物等をいいます。

## 第5条（交通乗用具の範囲）

この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	<p>汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすりリフト、ガイドウェイバス        (注1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド        等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。        (注2) ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</p>
軌道を有しない陸上の乗用具	<p>自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の車、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）        (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。</p>
空の乗用具	<p>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン）        (注) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>
水上の乗用具	<p>船舶（ヨット、モーター艇（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。）        (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p>

その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。
---------	---

## 第6条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(1) または (2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

## 第7条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表1に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し (1) から (3) までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

- (5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わつ

たことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\text{加重された後の後遺障害} - \text{既に存在していた身体の状態に対応する割合} = \text{既に存在していた身体の障害に対応する割合} = \text{適用する割合}$$

(6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

## 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数 (注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表3に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた別表3に掲げる倍率 (注)} = \text{手術保険金の額}$$

(注) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

## 第9条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数 (注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

(注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

## 第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

## 第3章 基本条項

### 第12条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、

末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第13条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし、③および④については、保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げなかつたこと、または事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げることを妨げた場合

④ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項について事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることをすすめた場合

⑤ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑥ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合はまたは保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合はまたは事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

### 第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

### 第15条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあつた場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

### 第16条（保険契約の失效）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

### 第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

工. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

才. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）③アからウまでまたは才のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）（2）の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

## 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対してこの保険契約（注）を解除することを求めるることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていないかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があつた場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

## 第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

（1）第13条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（3）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）（1）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（5）（4）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、

追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第6条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

## 第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

## 第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第13条（告知義務）(2)、第19条（重大事由による解除）(1)または第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第19条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (5) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

## 第26条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この

場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかった場合もしくは事實と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第27条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
  - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ③ 入院保険金および手術保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ④ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (5) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、

当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第28条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求ることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

## 第30条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第31条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第32条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険

契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- (4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更是、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2) や (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
- （注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

### 第33条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもつてその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負

うものとします。

### 第35条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約の締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 死亡保険金受取人の氏名
  - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当会社名
- （注）以下「協会」といいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にできるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪搜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

### 第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

### 第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

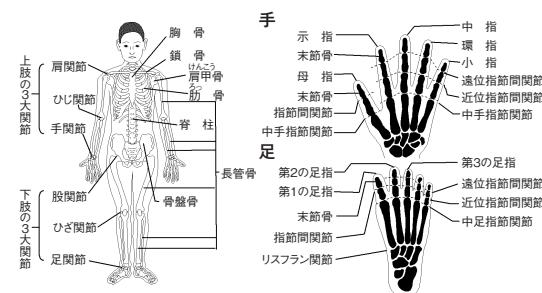
### 別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害
  - (1) 両眼が失明した場合 ..... 100%

- (2) 1眼が失明した場合 ..... 60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 ..... 5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 ..... 5%
2. 耳の障害
- (1) 両耳の聴力を全く失った場合 ..... 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合 ..... 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 ..... 5%
3. 鼻の障害
- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 ..... 20%
4. 咀しゃく、言語の障害
- (1) 咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合 ..... 100%
- (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合 ..... 35%
- (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合 ..... 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 ..... 5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状
- (1) 外貌に著しい醜状を残す場合 ..... 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合 ..... 3%
6. 脊柱の障害
- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 ..... 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残す場合 ..... 30%
- (3) 脊柱に変形を残す場合 ..... 15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害
- (1) 1腕または1脚を失った場合 ..... 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 ..... 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 ..... 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 ..... 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 ..... 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 ..... 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 ..... 100%

**注1** 7. から9.までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

**注2 関節等の説明図**



**別表2 第7条（後遺障害保険金の支払）(5)の後遺障害**

- 両眼が失明した場合
- 両耳の聴力を全く失った場合
- 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

**注1** 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。

**注2** 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

**別表3 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の手術**

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm <sup>2</sup> 未満は除く。） (2) 瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20 20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10

対象となる手術	倍率	対象となる手術	倍率
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。）		(5) 眼筋移植術	20
(1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10	14. 角膜・強膜の手術	20
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10	(1) 角膜移植術	
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。）	10	(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(1) 四肢骨観血手術		(3) 強膜移植術	20
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20	15. ぶどう膜、眼房の手術	10
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。）	20	(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	
(1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）		(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20	(3) 虹彩離断術	10
6. 指移植の手術	40	(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	20
(1) 指移植手術		16. 網膜の手術	
7. 鎮骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10	(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
8. 脊柱・骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。）	20	(2) 網膜光凝固術	20
(1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）		(3) 網膜冷凍凝固術	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。）	20	17. 水晶体、硝子体の手術	20
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）		(1) 白内障・水晶体観血手術	
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40	(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
10. 脊髄・神経の手術		(3) 硝子体異物除去術	20
(1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20	18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40	(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
11. 涙囊、涙管の手術	10	(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(1) 涙囊摘出術		(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(2) 涙囊鼻腔吻合術	10	(4) 中耳根本手術	20
(3) 涙小管形成術	10	(5) 内耳観血手術	20
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。）	10	19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	10
(1) 眼瞼下垂症手術		(1) 鼻骨観血手術	
(2) 結膜囊形成術	10	(2) 副鼻腔観血手術	20
(3) 眼窩プローラウト（吹抜け）骨折手術	20	20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	40
(4) 眼窩骨折観血手術	20	(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	
(5) 眼窩内異物除去術	10	(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
13. 眼球・眼筋の手術	20	21. 内分泌器の手術	
(1) 眼球内異物摘出術		(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10	22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(3) 眼球摘出術	40	(1) 頬骨・上頸骨・下頸骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40	23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
		(1) 胸郭形成術	20

対象となる手術	倍率
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	20
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経腟操作を除く。）	20
(7) 膀胱瘻閉鎖術	20
(8) 造腫術	20
(9) 膜壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表4 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 長管骨または脊柱
- 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
- 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

別表5 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書	<input type="radio"/>				
2. 保険証券	<input type="radio"/>				
3. 当会社の定める傷害状況報告書	<input type="radio"/>				
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	<input type="radio"/>				
5. 死亡診断書または死体検案書	<input type="radio"/>				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	<input checked="" type="radio"/>		
9. 被保険者の印鑑証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 被保険者の戸籍謄本	<input checked="" type="radio"/>		
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	<input checked="" type="radio"/>		
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. その他当会社が第28条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

**注** 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求め るものを提出しなければなりません。

# 特 約

## 死亡保険金のみの支払特約

### 第1条（死亡保険金のみの支払）

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

### 第2条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第15条（保険契約の無効）②
- 〔②〕保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかった場合
- ② 普通保険約款第32条（死亡保険金受取人の変更）(7)  
〔(7) (2) および (5) の規定による死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ効力を生じません。〕

## 集金基準充足団体交通事故傷害保険保険料分割払特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した額をいいます。
未払分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込みなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

### 第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合は除きます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)ただし書の規定が適用されるときは、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(5)を適用して保険金を支払います。

### 第7条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が普通保険約款第6条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

### 第8条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
  - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（注）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合  
**(注)**「次回払込期日」といいます。
- (2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもつて行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
  - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
  - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日（注）  
**(注)** (1) ②の「次回払込期日」をいいます。
- (3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

#### **第9条（保険料の返還または請求）**

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

事故受付サービスセンター

**0120-965-087** (通話料無料)

受付時間 9：00～17：00 (年末年始を除く)

引受保険会社

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13